

第1回 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会 議事録

日 時 : 令和2年7月14日(火) 13時30分～15時45分

場 所 : 吉田町役場 2階町民ホール

出席者 : 遠藤誠作会長、竹内昭雄副会長、小椋淳二委員、増田学委員、八木達良委員、増田源七郎委員、藁科昌利委員、増田竜彦委員、久保田哲男委員、中村道雄委員

(事務局) 田村典彦町長、山脇一浩上下水道課長、鈴木尚雄課長補佐兼下水道業務統括、鈴木全弘下水道工務統括、岡田充広主査、池田美里主事

(受注者) 株式会社NJS 3名

議 題 : 1 開会挨拶

2 委員紹介

3 会長及び副会長の選出

4 会長挨拶

5 諮問

6 議題

(1) 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会での審議事項・全体スケジュールについて

(2) 汚水処理ビジョンの策定について

I 吉田町汚水処理事業の概要

II 汚水処理ビジョンの検討結果

7 次回審議会の予定

配布資料 : 資料1 : 次第

資料2 : 座席表

資料3 : 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会委員名簿

資料4 : 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会設置要綱

資料5 : 本編資料

資料6 : 汚水処理ビジョン判定結果図

会議内容：

議事（１）（開会挨拶：事務局）

本会の開会宣言、吉田町公共下水道事業経営戦略審議会委員の委嘱状の交付、田村典彦町長より開会挨拶。

田村典彦町長：（冒頭、吉田町公共下水道事業経営戦略審議会（以下「審議会」という。）への出席及び町政への理解・協力に関する御礼の辞。）

当町の下水道事業は平成 2 年に吉田町公共下水道として事業認可を取得し、以後 5 回の事業計画区域の拡大を重ね、現在は 379ha の当該区域を有している。

整備については令和元年度末までに、この内の約 74.3% を占める 281.73ha の工事が完了しており、事業計画区域の整備が順調に進捗していると考えている。

一方で、全体計画区域の 920ha に対して整備済面積は 30.6% に止まり、町全体における公共下水道事業の概成は見通しが立たない状況である。

このような中、国・県からは令和 8 年度までに全体計画の縮小を含む汚水処理構想の見直しにより、汚水処理人口普及率 95% を目指すよう要請されている。

水環境の保全に取り組むという町づくりの観点からも、下水道は欠かすことのできない施設である一方、整備継続のためには多額の事業費と多くの時間を要する。

当町では本年度から公共下水道事業に公営企業法を適用するため、経営状況がより明確になるが、今後人口減少等が見込まれる社会情勢の中、長期にわたり投資と財源のバランスのとれた経営を継続するためには下水道事業に関する様々な方向性を定める必要がある。

今回、この審議会で皆様をお願いすることは、これらを踏まえた上で公共下水道事業の効率的な事業運営と基盤強化により、良質な事業継続を図っていくための経営戦略策定に向けてのご意見を伺うものであるため、審議くださるようお願い申し上げます。

議事（２）（委員紹介：事務局）

委員の紹介。

議事（３）（会長及び副会長の選出：事務局）

増田竜彦委員より、会長は遠藤誠作委員、副会長は竹内昭雄委員とする推薦があり、

満場一致で採決された。

議事（４）（会長挨拶：遠藤誠作会長）

遠藤誠作会長より、会長就任の挨拶。

遠藤誠作会長：元々私は福島県三春町役場の職員で、職員生活約 40 年の中で上下水道関係の仕事に 17 年間従事した。

平成 10 年に上下水道 5 事業を統合し、12 年に公共下水道の供用を開始したが、その際の使用料は、吉田町の倍以上である 1 ヶ月あたり 20m³ 使用家庭で 4500 円という、当時日本で 8 番目に高い料金だった。下水道は費用がかかる事業であることを議会で説明を重ねた結果、全会一致で可決していただいた。

今、国は下水道事業へ地方公営企業法の適用を進める流れがあるが、今紹介頂いた総務省（当時の自治省）の公営企業アドバイザーを平成 12 年から委嘱されており、アドバイザー十数人の中で一番長いと思うが、思い切った改革を実行したことで評価されたと思っている。

下水道は非常に費用のかかる事業である。最初は費用がかからないという国の説明で進めていった町が多いが、現実にはそうはなっていない。一旦始めると、継続して費用をかけていく必要があるため財政的な不安が生じ、吉田町でも今後の 10 年間でどうしていくかを議論することになった。総務省の関係で全国の案件に関わってきたが、当町のように審議会を設置するところは非常に少なく、大体は専門家に任せてしまうことが多い。当町からはみんなで相談して下水道の将来を決めようという気持ちが伝わってくる。そういう面からも先進的な町だと思うので、皆様で協力し合い、今後の舵取りを間違わないような検討をさせて頂ければと思う。

今後の 10 年間は今までの 10 年と違って非常に大事な時期である。全国の排水処理人口普及率は 90%を超えたため、国は数年前に補助事業による下水道の整備は 10 年で終わると決めており、それ以降は補助金が出ないかも知れない。そうになると、単独事業でしか整備できない、ということになる。この点について、今回の経営戦略の中でどのような方針とするかが一番の課題になる。

また、人口減少の時代であることから、使用料を払う人口が少なくなるため、下水道をどうやって維持していくかという点も課題になる。

併せて、新型コロナの問題が発生し、見通しが立たない状況の中、

テレワークにより出かけなくても打合せが可能となった。このように社会全体が変わる時に、下水道事業をどう変えていくのかという話にもなる。

これらを役所の担当者だけでなく、色々な立場の人が議論することで方向付けをしていくことは非常に画期的な取り組みで、取りまとめ役としてしっかりした方向付けをしていきたいので、皆様のご協力をお願いしたい。

最後に、委員の中で下水道の専門家は、私と小椋委員くらいだと思うが、専門家でも見方が違う時がある。自分が初めて下水道を担当したのは平成 10 年だが、三春町の計画を見て、こんな雑な積み上げで運用できるのか素朴な疑問を持ったが、コンサルタントや県は問題ないとの立場だった。結果は反対の状況になってしまった。

素朴な疑問というのは大切であるため、地元の様々な立場の方々から疑問点を積極的に発言して頂き、議論や方向付けの内容は記録に残し、10 年後にこれらの検証ができるようにしたい。活発な議論をお願いしたい。

議事（５）（諮問：事務局）

本日の会議は、委員の過半数の出席により成立していることを報告した。

田村典彦町長より、吉田町の公共下水道事業において、経営の健全化、効率的な事業運営及び経営基盤の強化を図る経営戦略を策定するに当たり、専門的な観点から審議をするため、吉田町公共下水道事業経営戦略審議会（以下「審議会」という。）へ諮問した。

議事（６）

議題（１）審議会での審議事項・全体スケジュールについて【審議事項】

事務局：審議会での審議事項・全体スケジュールについて、「第 1 回 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会 説明資料 令和 2 年 7 月 14 日」（以下「説明資料」という。説明資料 1/26～5/26）により説明を行った。

委員より質疑は無かった。

議題（２）汚水処理ビジョンの策定について【審議事項】

I 吉田町汚水処理事業の概要

事務局：汚水処理ビジョンの策定について I 吉田町汚水処理事業の概要について説明資料（6/26～16/26）により説明を行った。

委員 : 汚水処理事業が抱える課題（説明資料 16/26）について、②が 1 番の入口になると考えているが、②公共下水道接続率が低い原因は何か。

事務局 : 事業計画区域において、当該区域外と比べると半額ではあるが、浄化槽設置費補助金（資料 5：本編資料 p7 浄化槽設置費補助金交付要綱の概要の対象区域イ）に該当）を交付している。合併浄化槽を設置した後に、速やかに下水道への接続に切り替えてもらうのは難しい。事務局側の接続促進へのアピールも足りないところもあるため、改善していきたいと考えている。

会長 : 下水道接続率（水洗化率）7 割は高い方ではない。残りの区域を整備しても接続してもらえるか気になったが、実態については事務局から回答があった。この点は今回の下水道区域の見直しのなかでも重要な点だと思う。他に気になることがあるか。

委員 : 令和 8 年度を目途に汚水処理人口普及率 95%以上を目指す根拠は。また、公共下水道全体計画区域の整備が完了するまで概ね 50 年（説明資料 10/26）としているが、その費用は幾らかかるか。当初の 50 年の計画では、時間も費用も掛かり大変であるため、対策として今回このような検討をしているといった旨の説明を頂きたい。

事務局 : 平成 28 年度の全国の汚水処理人口普及率は約 90%を超えている。95%の根拠はこちらにも示されていないが、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省が合同で、10 年後の令和 8 年度までを目標にこの普及率を 95%以上としている。町の計画の総事業費は 391 億円であり、このうち整備済施設は 201 億円、未整備施設は 190 億円である。50 年という計画期間もかなり無理をしたものであり、現在の事業量は年間 3 億円であるため、未整備施設を整備するためには時間がかかる。また、この未整備の費用には、吉田浄化センターの増設の建設費を含んでいるため、これらを考慮した場合、見直しの必要があることから、汚水処理ビジョンとして、浄化槽整備も含めて検討をしていく。

会長 : この 95%は、合併浄化槽と農集排、公共下水道を合わせたものであり、全国の 90%という数字を考えると吉田町の 76.6%は低い。この

普及率には、単独浄化槽は含まれていないため、汚水処理人口普及率を上げるためには、合併浄化槽への転換が必要となる。50年間の計画では、整備に費用がかかるため思うようには事業は進まず、使用料金も1世帯につき1ヶ月あたり2000円程度しか徴収していないため、不足分は一般会計からの繰り入れが必要となる。また下水道法では関係住民に、公共下水道整備後3年以内に接続義務が発生し、これに違反すると30万円の罰金が科せられる規定がある。ただし、これを払った人はいない。

委員 : 現計画の目標年次は令和17年度であるが、令和8年度までに概成を目指すという国の指示による今回の見直しに当たり、目標年次は現計画と同じ令和17年度となっている。令和9年から令和17年度までは整備計画(資料5:本編資料p15の整備面積)が無いのであれば、目標年次を短縮する考えはないのか。

事務局 : 資料5(本編資料p15)の令和17年度は現計画の目標年次であり、将来の施設規模を確定するための年度である。整備は令和8年度までに終了し、その後、令和9年度以降は接続率の向上のために、接続促進を町民にお願いして行く。他には合併浄化槽の整備を推進していく方法を考えている。下水道事業としては、令和8年度を短期的な目標としている。

委員 : 資料5(本編資料p15)の流入水量、処理能力のグラフでは、「全計」で示されている浄化センターの処理能力2系-2の増設が、令和17年度までの間には計画にないが、これはどういうことか。

事務局 : グラフの「全計」は、現計画の全域を整備した場合の流入水量である。令和8年度までに概成し、現況の接続率を考慮すると、令和17年度までは2系-2の増設は必要ではなく、令和18年度以降のいずれかの段階で増設が必要になるという意味である。

会長 : 国は下水道の10年概成の時期を令和8年度としているが、令和17年度は区分としてどのような意味を持つのか、もう一度説明をお願いしたい。

事務局 : 令和17年度は、現計画(公共下水道全体計画)の最終年度となる。

委員 : 現計画と今回の見直し計画を比較するために令和 17 年度で比較している。今回の見直しの中で、下水道の整備としては、令和 8 年度に建設が完了するというように理解している。

議題（２）汚水処理ビジョンの策定について【審議事項】

Ⅱ 汚水処理ビジョンの検討結果

事務局 : 汚水処理ビジョンの策定について Ⅱ汚水処理ビジョンの検討結果について説明資料（17/26～23/26）により説明を行った。

委員 : 説明資料（23/26）より今回の見直しの公共下水道残事業が 200 億円程度減少となっているが、公共用水域への効果という点も考えると、合併浄化槽の普及が大前提となるが、浄化槽整備の考え方を教えてほしい。

事務局 : 今回の見直しでは、公共下水道整備だけではなく汚水処理として浄化槽整備も含めて今後の整備方針を検討していく。第 1 回の審議会では、下水道区域について検討したが、次回は浄化槽についても検討していく。

委員 : 吉田町汚水処理事業の課題について、内部環境として職員の高齢化、増員が見込めない等により執行体制の脆弱化を挙げているが、役場内の問題であり吉田町としての課題として取り上げるのは違和感がある。

事務局 : そのとおりであるが、今回の見直しでは、吉田町を取り巻く環境として、外部、内部問わず課題として挙げている。執行体制の脆弱化も改善していかなければならない課題である。内外全ての課題を抽出し検討していきたいと考えている。

委員 : 私も 25 年くらい自治体で上下水道に従事してきたが、大都市においても下水道等の技術職員の若手が入ってこない状況にある。吉田町としては、内部の課題であるがこれは全国的な課題でもある。

会長 : 吉田町では下水道の整備に既に、200 億円程度をかけている。200 億円の資産は、上場企業並みの固定資産額である。一方、行政として

みると、この200億円は安いほうである。市の規模になると500億円、平均的には1,000億円程度の資産を持つ。このような規模の資産を保有しているのは下水道くらいである。それほどの事業を行っていないながら、担い手がない、人口減少と高齢化の問題で、企業であれば倒産している。その認識が、十分に理解されていないため、現在のような状況になっている。吉田町としての大きな課題は、整備区域の問題と執行体制の問題である。

委員 : 住吉区としては、下水道整備が進んでいる状態なのでありがたいことだが、浄化槽整備、下水道整備の町民個人の不公平感が無いように費用負担はチェックしているか。また、津波の問題等で住民が北側に移動しているが下水道計画に反映しているか。

事務局 : 個人の費用負担の検討は、次回の審議会で説明したい。北区で人口が増えているのは承知しているが、集合処理する場合は北区に処理場を建設しなければならなくて難しい。住宅地が増えた場合においても、浄化槽設置をお願いしていくことになる。

委員 : 資料6（汚水処理ビジョン判定結果図）の判定結果における浄化槽と下水道の経済比較の根拠を教えてください。

事務局 : 1次判定は、国のガイドラインに基づいて家屋間限界距離22m（吉田町の場合、家屋が22m以上離れていると個別処理が有利）でブロックを330ブロック設定した。その後、各ブロック単位で浄化槽整備、下水道整備の場合の年間の整備費、維持管理費等の費用を算定し比較した。次回の審議会で細かな比較資料を分かりやすく提示したい。

会長 : 今回の議論の中でこの下水道整備区域の見直しが重要な事項であるため、次回の審議会で理解してもらえるように検討をお願いします。

《10分間休憩》

会長 : 整備区域の判断をするための経済比較について、事務局で整理し、次回の審議会での説明をお願いします。ここを曖昧にしておくと、パブリックコメントの際に、委員方にも迷惑がかかる場合があるため、

納得頂けるような説明をお願いします。

委員 : 委員にとっては専門外であることが多いため、これまでの課題及び結論を専門家の方に説明していただき、それを理解していくのがよいと考える。下水道の整備はいつ開始したのか。

事務局 : 平成2年度に着手し、30年が経過している。

委員 : 35年前にも汚水処理に関する説明を聞いた覚えがある。何十年という長いビジョンで実施するものなので、計画の見直しは必要と考えており専門家のみなさんの意見を参考にしていきたい。

委員 : 下水道整備で川、海の汚染を防止することはありがたいと思う。大きな道路は下水道が整備済であるが、住宅が密集している箇所は道路が狭いため、下水道が整備できずに接続率が低い原因になっているのではないかと考えている。

委員 : 自宅周辺は下水道が未整備である。判定結果図（資料6）のとおり下水道整備が終了するのか。

事務局 : この図のとおり令和8年度で下水道整備は完了させ、その後計画自体は維持していく予定である。今後、諸情勢は変わるかもしれないが、一旦、令和8年度で完了するという考えである。

委員 : 次回の審議会で財政の話があると思うが、事業が赤字にならないよう、綿密な検討をしてほしい。

委員 : 判定結果図の整備済区域には30年経過している施設もあると思われる。整備済施設の老朽化対策を考慮した料金設定を考えているか。

事務局 : 改築更新についてかなり費用がかかる。ストックマネジメント計画において、様々な施設について事前調査、点検を実施し、延命化を図る計画を検討していく。今ある資産を出来るだけ長く使って丁寧に維持管理していきたいと考えている。

会長 : 下水道を整備した箇所には公共ますが設置してあるので、いつでも

接続できる状態になっていることを事務局に確認した。今回の汚水処理ビジョンの説明における下水道区域の設定について、次回の審議会では具体的な事例等を用いて説明をお願いする。

議題（３）次回審議会の予定

事務局 : 次回審議会の予定について説明資料（24/26～25/26）により説明を行った。

会 長 : 次回審議予定事項、今後のスケジュールは、委員の全員が了解した。

事務局 : 第1回審議会の終了挨拶。

以上